

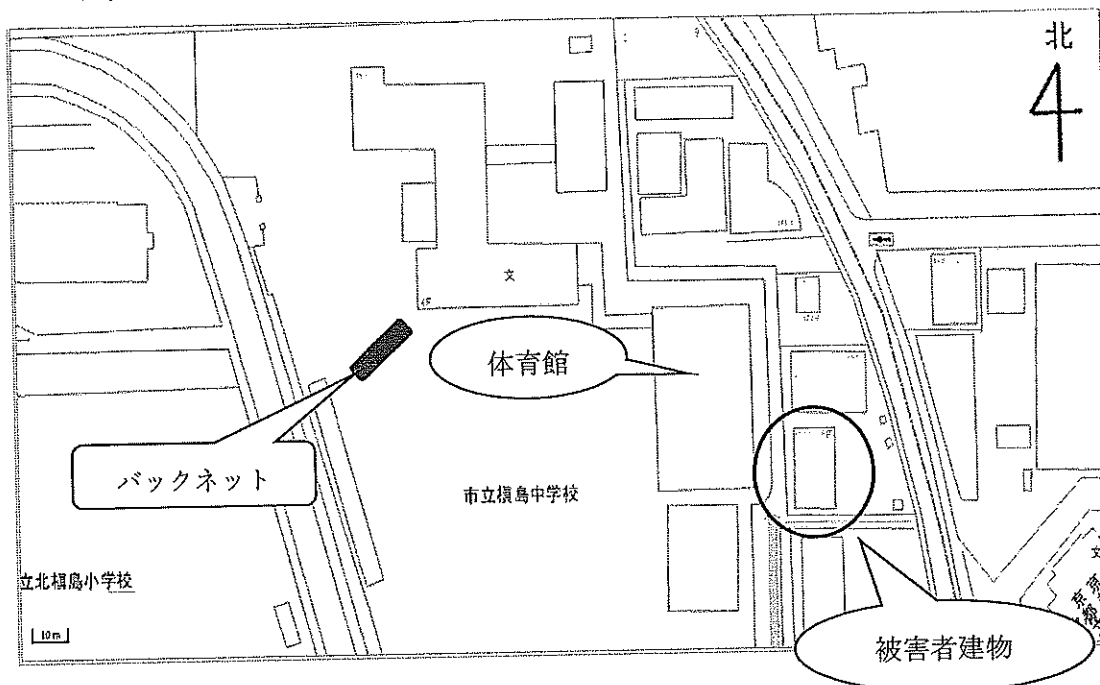
令和5年5月29日
文教・福祉常任委員会資料
教育部学校管理課

窓ガラス破損事故に係る専決処分の報告について

1. 事故発生日時	令和5年3月20日（月）16時頃
2. 事故発生場所	宇治市槇島町本屋敷102番地の1
3. 事故の概要	令和5年3月20日、槇島中学校グラウンドで野球部がシートバッティングの練習中に、打球が体育館屋根等を越えて、隣接する会社の3階部分の窓ガラスを破損したものの。
4. 損害賠償の相手方	
5. 示談締結日	令和5年5月23日
6. 損害賠償の額	341,000円

榎島中学校野球ボールによる窓ガラスの破損事故

1. 事故発生場所



2. 事故の経緯

令和5年3月20日午後4時頃、学校のグラウンドで野球部がシートバッティングの練習をしていた。その際、打球が体育館を越えたように感じたため、ボールを探しに行ったが見つからなかった。

祝日を挟んで3月22日学校に隣接している会社より学校に連絡があり、会社の建物の3階窓ガラスが割れており、野球ボールがガラスにめり込んでいる状態とのことだった。

連絡を受けて、教頭、野球部顧問で謝罪に伺い、窓ガラスの状態を確認したところ、野球ボールがガラスにめり込んで、窓ガラス1枚に全体的にひびが入っている状態だった。

(写真1)



(写真2)

